

公 告

平成30年4月16日

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市ストリートデザイン事業（広小路通り（一丁目））基本計画作成委託業務に係る受託業者選定にあたり、公募型プロポーザルを実施するので次のとおり公告する。

1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市ストリートデザイン事業（広小路通り（一丁目））
基本計画作成委託業務
- (2) 業務内容 別紙 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から平成31年3月28日まで
- (4) 契約上限金額 金5,400千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加要件

本プロポーザルに参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、愛知県内に本社(本店)又は支社(支店)を有するとして、平成30・31年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種において、大分類「役務の提供等」中分類「調査委託」に登録をしていること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第2条第1項の登録を「道路部門」「造園部門」「都市計画及び地方計画部門」のすべてにおいて受けていること。また、管理技術者に、技術士（建設部門 道路）を配置できること。
- (3) 景観デザインについて実績を有する技術者を配置できること。本業務を実施するにあたり景観デザインその他特定分野について業務補助者（以下「協力事務所等」という。）を置き、協力事務所等の中から景観デザインを担当する技術者を配置することもできる。
- (4) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項」の規定に該当する者でないこと。
- (5) 契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (6) 契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (7) 契約候補者特定までの間に「会社更生法（平成14年法律第154号）第17条」の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び「民事再生法（平成11年法律第225号）第21条」に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、「会社更生法」に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は「民事再生法」に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者につ

いては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- 3 本委託業務に関する事業全体のスケジュール（予定）
- H27年度 基礎調査（萱町通り、水上ビル（北側））
 - H28年度 基本計画作成（萱町通り、水上ビル（北側））
 - H29年度 実施設計（萱町通り、水上ビル（北側））
 - H30年度 基本計画作成（広小路通り（一丁目））、工事（萱町通り）
 - H31年度 実施設計（広小路通り（一丁目））、工事（萱町通り、水上ビル（北側））
 - H32～33年度 工事（萱町通り、水上ビル（北側））、広小路通り（一丁目）

4 担当部局

豊橋市 都市計画部 まちなか活性課

郵便番号：440-0897

住所：愛知県豊橋市松葉町二丁目10

電話：0532-55-8102

ファックス：0532-55-8100

電子メールアドレス：machinaka@city.toyohashi.lg.jp

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 実施要領等の入手方法

豊橋市都市計画部まちなか活性課ホームページからダウンロードする。

まちなか活性課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/17989.htm>

(2) 提出書類（コピー不可）

ア プロポーザル参加意向申出書

イ 事務所概要書

*協力事務所等を置く場合、「協力事務所等の名称等」も併せ提出すること。

この場合、「2 プロポーザル参加要件」(4)～(7)の要件は、協力事務所等にも適用し、複数の応募者の協力事務所になることはできない。また、協力事務所等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせてはならない。

(3) 提出書類（コピー可）

ア 管理技術者の技術士資格を証する書類

イ 景観デザイン担当者の業務実績を証する書類（契約書等）

(4) 提出部数

各1部

※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(5) 提出先

4 担当部局と同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とする。

(7) 提出期限

平成30年5月1日（火）17時必着

6 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書

正本 1部

副本 5部

正本、副本ともにA4縦長左綴じ（2穴）ファイリングとし、副本には提案者名（事務所名）が特定できるような記述をしないこと。

イ 見積書（様式は任意。消費税込みの金額） 1部

(2) 提出先

4 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出期限

平成30年5月24日（木）17時必着

提出期限後に到着した提案書は、無効とする。

7 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等は、「豊橋市ストリートデザイン事業基本計画作成委託業務プロポーザル評価委員会」において評価し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。なお、提案者が6者を上回った場合は、書面審査により（第1次評価）によりプレゼンテーション及びヒアリング審査（第2次評価）の参加者として6者を選定する。6者を上回らなかった場合は、書面審査予定日に書面審査とプレゼンテーション及びヒアリング審査を併せて行う。

(1) 第1次評価（書面審査）

日程 平成30年6月7日（木）

(2) 第2次評価（プレゼンテーション、ヒアリングの実施）

日程 平成30年6月19日（火）

8 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した参加資格を有しない者のした提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

- (4) 見積金額が契約上限金額を超える提案
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

9 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を持参又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (6) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。